

帯広市緑化協議制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、帯広市緑のまちづくり条例（昭和60年条例第4号。以下「条例」という。）及び帯広市緑のまちづくり条例施行規則（昭和60年規則第17号。以下「規則」という。）の規定に基づき、宅地造成等及び工場等の緑化を推進するため、緑化協議等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高木 成木に達したときの樹高が10メートル以上程度の樹木とする。
- (2) 中木 成木に達したときの樹高が3メートル以上10メートル未満程度の樹木とする。
- (3) 低木 成木に達したときの樹高が0.5メートル以上3メートル未満程度の樹木とする。
- (4) 小低木 成木に達したときの樹高が0.5メートル未満程度の樹木とする。
- (5) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号以下「施行令」という。）第1条第1項第1号に規定する敷地とする。
- (6) 敷地面積 施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積とする。
- (7) 建築面積 原則として施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積とする。

(協議の対象)

第3条 条例第8条第2項及び第9条第2項の規定に基づき、緑化に係る協議を行う者（以下「協議者」という。）は、別表第1に定める緑化基準に適合する緑化計画を定め、「緑化計画協議書」2通を市長に提出し「緑化計画書」を作成するものとする。

(協議の時期)

第4条 協議の時期は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく許認可等を受けようとするときより以前とする。

(協議の通知)

第5条 市長は、前条に定める時期に協議を行っていない者に対し、緑化協議に関する通知書により、協議するよう催告するものとする。

(合意)

第6条 市長は、協議により作成した緑化計画書に、協議済の印を押印し、市及び協議者双方で各一通を保有するものとする。

(計画の変更)

第7条 緑化計画を変更しようとする者は、あらたに緑化協議書を提出し、市長と協議するものとする。

(終了報告書)

第8条 協議者が緑化計画に係る緑化工事を終了したときは、速やかに緑化工事終了報告書を市長に提出するものとする。

(緑化実施期間)

第9条 緑化計画に係る緑化の実施は、原則として建築等の工事終了時又は工事終了直後の植栽適期限内に終了するものとする。

(緑化方法等)

第10条 原則として、高木の苗木(2メートル前後)をもって緑化を行うものとし、高木以外をもって緑化を行うときは、次の各号のいずれかを高木1本分に換算するものとする。

- (1) 中木の場合は、2本
 - (2) 低木の場合は、10本
 - (3) 小低木の場合は、20本
 - (4) ほふく性小低木、つる性木本、草本等の場合は、それぞれ10㎡
 - (5) 芝、ツタ、花壇、菜園等の場合は、それぞれ10㎡
 - (6) フラワーポット(横100cm×巾30cm×高さ30cmを標準)の場合は、2個
 - (7) 置鉢(直径30cm×高さ30cmの物を標準)の場合は、2個
 - (8) 屋上緑化の場合は、その植栽面積の10㎡
 - (9) 壁面緑化の場合は、ツル等の最終想定面積の10㎡
 - (10) 緑化補助資材(緑化ブロック等)の場合は、その施工面積の10㎡
 - (11) 樹木や芝等と一体となっている池、水流、庭石等の場合は、10㎡
- 2 植栽する場所は、道路から見える位置を優先し、当該場所が道路境界線から6メートルの幅における場合については、高木の本数及び前項各号の高木換算数の2倍の本数を緑化したものとみなす。
- 3 境界沿いに植栽する場合は、出入口を除く部分に3メートル間隔で植栽するものとする。この場合、良好な相隣関係等の維持のため、境界線から樹種の生長後を想定した適正な距離を後退して植栽しなければならない。
- 4 工事完了後の生育環境に考慮した計画とし、樹木については密植を避け、生育に十分な間隔として下記を目安に植栽するものとする。ただし、樹種や植栽後の管理方法によってはこの限りでない。
- (1) 高木の場合は、10㎡あたり1本
 - (2) 中木の場合は、5㎡あたり1本
 - (3) 低木の場合は、1㎡あたり1～2本
 - (4) 小低木の場合は、1㎡あたり5～20本

(管理方法等)

第11条 緑化施設における管理者を設定し、建築完了後においても、緑化施設を良好に維持管理するものとする。

- 2 協議者は、管理者が変更となったときは、速やかに市長に管理者変更届を提出し、継続して緑化施設を良好に維持管理するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化基準

<p>工場等を建築する場合 （1,000㎡以上の敷地を有するもの）</p>	<p>（1）$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 1 / 3 \times 1 \text{本} / 10 \text{㎡}$以上の高木を植栽する。 （2）$\{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 60\%)\} \times 1 / 3 \times 1 \text{本} / 10 \text{㎡}$以上の高木を植栽する。 ※上記のうち、いずれかを満たすものとする。</p>
<p>宅地造成等をする場合 （3,000㎡以上の土地の開発行為等）</p>	<p>公園予定地100㎡につき1本の割合で高木を植栽する。</p>